

四日市市監査委員告示第1号

四日市市監査基準の一部を改正する監査基準を次のように定める。

令和5年3月15日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	谷口	周司
同	小林	博次

四日市市監査基準の一部を改正する監査基準

四日市市監査基準（令和2年四日市市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(情報管理) 第10条（略） 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> 等に基づき適切に取り扱うものとする。	(情報管理) 第10条（略） 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、 <u>個人情報保護条例</u> 等に基づき適切に取り扱うものとする。

附 則

この監査基準は、令和5年4月1日から施行する。

(監査事務局)